

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第4号

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年総社市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 中学校又は義務教育学校を卒業するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による学校の休業その他これに準ずるものに伴うその子の世話を行うこと又はその子の入学式（入園式を含む。）若しくは卒業式（卒園式を含む。）に参加することをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（ただし中学校を卒業するまでの子が2人以上の場合は10日）の範囲内の日又は時間</p> <p>(20)～(23) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 中学校を卒業するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（ただし中学校を卒業するまでの子が2人以上の場合は10日）の範囲内の日又は時間</p> <p>(20)～(23) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。